
平成28年 第5回（定例）木 城 町 議 会 会 議 録（第2日）

平成28年 9月 5日（月曜日）

議事日程（第2号）

平成28年 9月 5日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

日程第2 散会

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 散会

出席議員（9名）

1番 眞鍋 博君	2番 神田 直人君
3番 中武 良雄君	5番 黒木 泰三君
6番 堀田 廣幸君	7番 渕上 三月君
8番 原 博君	10番 内田 重則君
11番 後藤 和実君	

欠席議員（1名）

9番 山田 秋吉君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 渕上 達也君 議事調査係長 廣瀬 孝一君
書記 文田 恵子君

説明のため出席した者の職氏名

町長 半渡 英俊君 副町長 横田 学君
教育長 中竹 聖子君 総務課長 中村 宏規君

財政課長	……………	石井 雄二君	会計管理者	……………	津江 邦彦君
まちづくり推進課長	…	吉岡 信明君	環境整備課長	……………	河野 浩俊君
教育課長	……………	中井 諒二君	税務課長	……………	西田 誠司君
福祉保健課長	……………	小野 浩司君	町民課長	……………	萩原 一也君
産業振興課長	……………	押川 道彦君	代表監査委員	……………	桑原 正憲君

午前8時58分開議

○事務局長（**渕上 達也君**） 皆様、おはようございます。議会の開会に先立ち、ご案内いたします。

傍聴席での写真撮影及び録音等は禁止されています。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにされるか電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度ご確認ください。

また、本日は、傍聴席の皆様にはアンケートを準備しております。ご意見・ご感想などをお聞かせいただきたいと思います。お帰りの際は、傍聴席入り口の回収箱に投函ください。あわせてご協力をお願いいたします。

それでは、皆様、ご起立ください。一同、礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長（**後藤 和実**） おはようございます。早朝より、議会傍聴にご来場いただきありがとうございます。傍聴に当たりまして、議事進行の妨げとなる私語については慎んでいただきますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

本日は、2名の議員が一般質問を行います。質問方式については、一問一答式及び一括方式により行われ、一問一答式の場合は議員の発言時間を30分以内としております。各議員の質問事項につきましては、お配りしております資料をごらんください。

また、本日は議会広報のため、議場内で質問者、答弁者、傍聴席の写真撮影を行いますのでご了承ください。

定刻になりました。ただいまの出席議員は9名です。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（**後藤 和実**） 日程第1、一般質問を行います。

これから通告順に登壇の上、質問を許します。

まず、1番の質問事項については、一問一答式により、6番、堀田廣幸君の登壇、質問を許します。堀田君。

○議員（**6番 堀田 廣幸君**） 文化財等の無断廃棄について、私はこれまでに、機会あるごとに

たくさんの質問をしてまいりました。しかし、その答弁が不十分であったり、あるいは内容について理解が得られなかったという点について、再度質問をさせていただきますし、第三者委員会の報告書が提出されて初めてですので、その内容の一部について、それから、発表後の町の対応についてを質問したいと思います。

初めに、第三者委員会が昨年の7月から10カ月間にわたって10回ほどの委員会を開催されております。これも、期間が2度延長になりまして、私は、非常にこのことに期待をしておりました。しかしながら、報告書を見てまず思ったのが、非常に、正直な気持ち、落胆をいたしました。調査委員会設置前の予測していたこと以外には、何も、私としては出なかったと。第三者委員会は、何のための委員会だったのか、非常にそういう思いがしておりますが、私はそういうふうに思いますけれども、執行部の皆さん、当事者としては、私とは、また違った考えがあるのだらうと思いますが、第三者委員会をつくったことで、どういう効果、よかった面があったのか、それと10カ月間、延長延長されてきましたが、何かその、「なるほど、そうだったのか」という新しい事実が、どういうものがあったのかをお伺いいたします。

○議長（後藤 和実） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） 効果についてでございますけれども、まず、ご遺族の方が、町職員、つまり、私たちが身内で調べていることで非常に信用をされてなく、信用できないということを訴えておられましたので、第三者の立場で、第三者委員会で検証していただいたことは、大変よかったですのではないかと考えております。

それから、当初、寄贈か寄託か、1件の方は寄託ということがはっきりわかっておりましたが、もう1件の方が寄託か寄贈かということがはっきりわかりませんでした。その点も含めての第三者委員会だったんですけれども、報告書にありますとおり、文化財処分問題第三者委員会の報告は、もう、寄託・寄贈は関係ないと、本町にとっては、大変厳しい内容、結果であったと、私は受けとめております。

問題の所在、それから責任の所在というものも明らかになったことはもちろんですけれども、職員教育とか資料管理を的確に行うとか、そういうための規則の整備、また、文化財を町民のために活用していくことなど、今回の事件を教訓にした提言なども新たにいただきました。それで、今後、私たち職員が一丸となって信頼回復に努め、二度とこのようなことを繰り返さないように、起こさないように、事務の執行をしっかりとしないといけないということを考えております。

新たな事実ということですが、延長になったというのは、会を開くごとに、証人、参考になる方をお呼びするという形になりましたので、それで延期になった次第でございます。この点につきましては、全協のほうでも報告させていただいたとおりでございます。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） それでは次に、廃棄されたものの件数、点数です。これも、非常にいいかげんだという本当の気持ちです、私は。最初に、26年の7月30日に朝日新聞の宮崎延岡支局からの取材を課長と担当者と受けられまして、それから翌日に、宮崎日日新聞に7月31日に載ったのが、最初は100点以上と。この段階で100点以上あったということで、職員の聞き取りもしてないし、内部調査がうまくいってなかったら100点以上というのはわかるんですけども、次の、同じ朝日新聞には、800点から1,000点と大きく廃棄点数が伸びた報道がされました。これも、同じ方が取材を受けておられます。

これの数字の根拠は言いませんけれども、問いませんけれども、次に、一番大事なものは、この5月に、12月に台帳が見つかって、それが発覚したときに、5月の26日ですか、未記入台帳が見つかったその廃棄点数は750点以上と報道されたんです、台帳が見つかった後に。それから、わずか4日後に調査委員会の報告で、これが281点であったと、ここら辺の説明はどうされますか。

○議長（後藤 和実） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） 最初の新聞で報道された分につきましては、記者会見の折にも説明いたしました。あれは明らかに私どものミスでありまして、報告書にあるとおりでございました。

○議員（6番 堀田 廣幸君） その800点から1,000点という……。

○議長（後藤 和実） 立ってから言ってください。

○議員（6番 堀田 廣幸君） じゃあ、時間をとめてください。いいですか、時間をとめてもらえますか。質問についての答えがないから、また同じ質問をするとやけど、時間の無駄、なくなるから。

○議長（後藤 和実） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） 済いません。800点から1,000点というのは、最初の、初めの新聞の記事のですか、記者会見の前のじゃないですね。

○議員（6番 堀田 廣幸君） はい、27年の5月8日の朝日新聞に800点から1,000点という取材を受けて、それについて。

○教育長（中竹 聖子君） これにつきましては、当初、資料室内のことではなくて、資料室以外の分も含めての答えだったと思います。それで、そういう点数になっているかと思います。以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 次に、廃棄の現場についてですが、非常に恐縮ですけども、仮の、仮定での質問ですから、ぜひ伺っておきたいのが、教育長、教育課長、町長にも、これ、同

じ質問を伺いたいんですが、もし仮にです。あなた方が、自分の部屋の片づけを、大掃除をするということで、要るものと要らないものについて仕分けをしました。要らないものについては、昔からある自宅の裏庭に、そういうちり捨て場があって、そこに要らないものについては全部持って行って捨てたと。ある日、突然、友達からあなたに大事なものを預けたけれども、見つけて返してくれんかと言われました。その人にとっては非常に大事なものですから、ぜひ探してくださいと言われました。まず、どこを探されますか。

○議長（後藤 和実） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） その場合は、第三者が返していないということで、私は自分が処分したところを探すと思います。その仕分けしたところを探すと思います。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 捨てたと思われるところを探していくわけですね。

○教育長（中竹 聖子君） はい。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 課長はどうね。

○議長（後藤 和実） 教育課長。

○教育課長（中井 諒二君） 私も、ないとわかりましたら、どこかほかに保管されていないかどうかを、現在ある施設、トレーニングセンターとか山塚を、まず最初にそこを探します。

以上です。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 捨てたと思われるちり捨て場を探しますよね。

○教育課長（中井 諒二君） はい。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 町長はどうですか。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 私も、そのような考えであります。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 100人が100人、1,000人に聞いても、そう言われますよね。ところが、この文化財については、それがなされていないんです。これも、2度、3度目です、今回で質問が。

ことしの3月の一般質問では、これについての答弁はなかったんです。中井課長、辛うじて現場は見てませんと。それから、事件発覚当時の担当にも現場を見たというのは聞いておりませんというのが精いっぱい、この前の6月13日の全協のときに、初めて、教育長なり教育課長が、新しい事実を言われたんです。元社長には交渉に行きましたと、非常に激怒されて、それをなだめるのに大変でしたと。しかも、町との契約関係があるから、反対に町を訴えますよと言われて頓挫したと。

ますます、私はそのことで、何でその捨てた現場を見るだけに、そんげ腹かいとっとか、それ

だけでも疑問に思うんですが、これ、廃棄したというのは、元教育課長のケース以外のものは全部捨てなさいという、このたった一言の証言だけで、もう廃棄されたというふうにされてますけれども、いわゆる専門語で言えば、物証、物的証拠、どこにもないんです。

例えば、ほんなら職員が、一人、持ち帰りの職員がおりましたけれども、ほかの業者の従業員やら職員で家に持ち帰ったというのも、これは否定できない。あるいは、その解体業者の従業員が、わざわざ教育課に、本当に捨ててもいいんですかって念押しするぐらい、これは価値があるもんだという認識があったから問い合わせをしてあるんですね。コンクリートの瓦れきやらを捨てていいんですかというんやなくて、これは、そういうものの認識があったということ。ということは、その従業員、解体業者の従業員がみんなで持ち帰ったという、これも否定できない。あるいは会社ぐるみで、まだどこかに、現物のまま保管されている、これも否定できない。あるいは、そういう専門業者、美術商とか骨とう屋とか、そういうものに売却したと、これも否定できないというのは捨てた現場を見ておられないから。

これは、委員の中に元警察官の方もおられますけれども、そういう委員の中から、現場を見らんと、物があそこから運び出された後の行方は全然わかってないんですが、職員のアドバイスはなかったでしょうか。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 今、最終廃棄処分場の確認の件が出てますが、私、町長としては、最終的な廃棄処分現場については確認をいたしております。

私が確認をした内容によりますと、産業廃棄物と言われるもの、公民館を取り壊したときに5品目に分けて廃棄物が処理をされています。1つが建設資材、それから2つ目が金属くず、3つ目が廃プラスチック類、それから4つ目がガラス及び陶磁器くず、そして5番目がゴムくずであります。この5品目が産業廃棄物で仕分けがされているわけですが、公民館のほうから、うちのほうで解体業者、産業廃棄物の処理業者の方が、西都市の大口川にある最終処分場に持っていつているということでありまして、私は当時の担当者、大口川の最終処分場の担当者の方と直接お会いをして、いろいろ状況のお話もさせていただきましたが、中央公民館から出された産業文化財、価値を有する品々などは、ガラス及び陶磁器くずの部類の中で廃棄がなされたと、それが大口の、当時の、場所でいきますと株式会社西都環境開発の最終処理場ということで、私は確認をいたしております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 町長、それはもっと早く言ってほしかったです。今まで、3月の定例会での一般質問でも、このことについて、お答えなかったんです。

私は、6月13日の全協の中でのやりとりで聞きたかったのは、その社長が契約をしているからということと言われた、その契約書の内容は確認されましたか。どういう文言で契約書があって、こういう発言をされたんですか。それは、当初の解体工事の契約は橋口組との契約でしたよね。違うんですか。じゃあ、その契約の内容の文言を確認されたのかどうかをお聞きします。

○議長（後藤 和実） 教育課長。

○教育課長（中井 諒二君） 契約の文言については、解体工事の工事請負契約ということで、工事の名称、それから解体の面積とかそういったものが書かれております、契約書と一緒にです。その約款のほうにも、解体工事をする場合の留意すべきこと等が書いてあります。

また、口頭では残っていませんが、これは解体工事ですので、担当課職員、担当課長のほうが、全て廃棄してくださいということで、口頭で話していると聞いております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） それはわかっているんです。契約書を言われたということに、確かに、そういう文言が入っていたんです。その中に、私が一番気になったのは、これ、課長も教育長も、「私たちが何でそこまで確認しなければならない問題なのか」と、ここで終わっているんです。課長も、「それ以上は、もう……」でとまっているんです。その後と言いたかったのは、何で私たちが、そこまで確認する必要があるのかということと言いたかったということではないかと思うんですけれども、それを第三者委員会なり担当者がやらないと、ほかの誰がするんですかということを知りたかったんです。まあ、これはいいです。なぜ、そこまで私たちが確認しないといけない問題なのかということで終わってますよね。

それじゃあ、元職員の自宅持ち帰りですけれども、これも、執行部の意向がそのまま第三者委員会の報告の中にあらわれているふうに、私は思ったわけです。というのは、6月1日に第三者委員会の永松委員長と議会との意見交換といいますか、そういうものをしましたよね、記者会見の前に。報告書の中では「不問に付す」ということですから、それでもいいけれども、委員長、この方は、自分から、自分が預かってますよと申し出されたのではなくて、10月10日の職員の聞き取りの中で、ある人が、持ち帰るのを、持ち出すのを見たという証言から始まっているんですよということを言ったら、永松委員長が、「そんなものがどこに書いてありますか」って私に言われたんですよ。「委員長、報告書が出されてあるが見てられないんですか」って言ったら、教育課長が慌てて委員長のところに行って、「資料の説明はこれですよ」って言ったら、ずっと読まれて、永松委員長が、これはまずいと思われたのかどうかはわかりませんが、「この問題は、また後にしましょう」ということを言われたんです。そのまんまずっと、今日までずっと来ているんですけれども、これについても、6月13日のときに改めて協議をいたしました。

今日ここで聞きたいのは、いわゆるこの報告書にあります、「元部下に持ち帰ることを告げていたので問題ないんだ」と、永松委員長です。この部下は、今、現職で役場におられますか。それと、持ち出すときに、教育課の、新聞の中では中井課長が「手順を踏んでいるから教育課としては問題ない」と。「その手順とは何ですか」と、3月に聞いたときに「ありません」と。「ただ、職員に持ち帰ってもいいかどうかを確認しております」と。その確認をされた教育課の職員は、現職で役場におられますか。元部下と教育課の職員が、今、おられるかどうかをお聞きします。

○議長（後藤 和実） 教育課長。

○教育課長（中井 諒二君） ただいまのご質問ですが、その当時、「持って帰っていいか」と言った職員が現在いるかどうかですが、現職でおられます。

それから、教育課のほうに、これは、私は聞いた話なんです、「教育課のほうに話したと思っている」と、その持ち帰りをです。課長から言われた職員はそういうふうに証言をしております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） じゃあ、その元部下、それから、その当時に教育課で持ち帰った人に対して持ち帰っていいという人には聞き取りされましたか。あるいは、事件発覚後に、その職員が元の課長から聞いてましたと、あるいは、持ち帰ってもいいというふうに許可しましたというのは事件発覚当時に、即、わかりましたか。

まず初めに、聞き取りをされたのかどうか。それから、そういうものを、その人たちが申し出た経緯はあるかどうかをお尋ねいたします。

○議長（後藤 和実） 教育課長。

○教育課長（中井 諒二君） 事件発覚当時にはと申しますか、第三者調査委員会前に内部で聞き取り調査を当時の職員に、聞き取りいたしました。

もう前課長はやめておられますが、現職の元職員が、課長のほうから、「持って帰るから何かあったら」ということで話をされましたということは聞き取りをいたしました。また、第三者調査委員会後も、同じ質問をしました。「持って帰っていいか」ということを話したと。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 申し出があったのは、10月10日の職員の聞き取り前かどうかお尋ねいたします。自主的に言われてきたのか、聞き取りの中で言われたのか。

○議長（後藤 和実） 教育課長。

○教育課長（中井 諒二君） 自主的ではありませんで、先ほど、私が内部で調査したという件は、鎧の件について、鎧について、現存していませんでしたので、写真もありませんでした。それで、当時の職員を呼んで、「鎧があったかどうか」ということを聞いたのが、その聞き取り調査です。

その後、元職員のほうから、「自分が預かっている」というふうに申し出がありました。その後です。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 私が不思議なのは、第三者調査の中で、そこら辺が確認をされたのかどうか、非常に疑問なんです。というのは、その持ち帰ったことによって、民族資料が数多くあるというのが証明されたら、良質なものが。これは、言葉は悪いけれども、持ち帰ってはならないものを持ち帰った人が、ヒーロー的存在になっているんです。これ、一般社会では通用せんとするんです。

本人が、問題発覚後に、「私が預かってました」と申し出たのならだけでも、この方はぎりぎりまで、10月10日にそういうものがあって、10月31日に、この持ち帰った職員の確認をして、返したのが11月10日なんです、返されたのが、物を。その間、何日もたって、もうどうしようもないからということじゃないんでしょうか。じゃないと、これだけ新聞沙汰になって、みんなが聞き取りやらする中で、職員の聞き取りの前にも、この方は9月20日にも来庁されてます。9月30日にも、今度は、解体前の中央公民館の内容を思い出したからって、担当者とお話しておられます。そこでも、まだ本人から「私が預かってます」というのは、このOBというのは一緒だと思うんです。

しかも教育長、これはどういう意味ですか。11月10日、「11月過ぎたら載せてほしい」ということでした。何に載せてほしいと言われたのか。もう返さなければいけないということでその判断をしたと。確認をしたのは10月31日で、11月4日の報告書の中には、もう既に返されていると、公文に書いてあるんです、おたくたちは。ところが、まだ物は返ってないのに返されたら。それを聞いたら、11月過ぎたら載せてほしい、実際返されたら、11月過ぎたら載せてほしいということにしているのだから、もう返さなければいけないということで判断したと。追い詰められて、もう返さなければいけないということになったんじゃないんですか。

○議長（後藤 和実） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） 今回の件については誤解だと思います。10月に担当が行ったときには、もうしっかり返しますということで報告を受け、その返す品物の場所を確保することと、まず、軽トラックですか、軽トラ、運ぶ自動車が確保されてなかったということで、11月に持ち帰ったというふうに担当者が言っております。「載せてほしい」というのは、多分、済いません、私がどうい、11月過ぎに載せてほしいというのは、持って返ってほしいということの誤りじゃ

ないかと思っています。実際、本当、返しますと言われたのは10月です。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 10月31日に確認をされてますよね。そこまでは確認はできてなかったんですね。

○教育長（中竹 聖子君） ですね。あの……。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 初めて確認されたのは10月で、10月。

○教育長（中竹 聖子君） 10月ですね。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 問題発覚時から相当たっているじゃなかですか。

○教育長（中竹 聖子君） ですね。それは、はい、いいですか。それで、先ほど第三者委員会の話が出ましたけれども、第7回の会議の中で、元課長をお呼びしたときに、どうして、この持ち帰りというのがわかったのかということを担当者に委員長のほうに聞かれています。そのときに、OBの方からお話がありまして、元課長が預かっているということを聞き、このような事態になりましたということで、委員長のほうには、その旨、報告してありますし、議事録にも載っております。ですので、委員長自体が、多分、そこら辺を余り深くは、持ち帰った、預かったという意味で解釈されたのではないかなと思っています。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 委員長報告は、元部下に告げちよったって、こういうふうには正式に書いてあるんです。

それと、もう1つなのは、このOBというのは、この持ち帰った職員のことをOBというふうには指しておられるんだと思います。解体当時、職員OBが台帳、町長、課長、担当者が当時の解体時の様子を確認するというのが10月の15日、10月の10日に職員の聞き取りの中でわかっているから、こういうものが出たんだろうと思います。担当が15日に聞き取りを行った職員OBの実家の倉庫に、解体時に運んだ壺とか斧等を確認すると。10月31日に確認をした文化財資料を、これまで保管した職員OBから受け取ったのが11月10日と。

元職員OBが言ってこられたんですか、元部下に告げちよったから、この人が持ち帰ったのがわかったんですかどっちか。元OBからの通告でわかったんですか。

○議長（後藤 和実） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） 元OBという方が、元課長とは違うOBです。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 元部下ですか。

○教育長（中竹 聖子君） 元部下でもないです。元部下からは、何もその旨の報告は、その時点ではございませんでした。元部下にはついで……。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 課長が元部下から、聞いちゃったじゃないと。

○教育長（中竹 聖子君） その前段の時点ではないです。元OBというのは、元課長ではないということですよ。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 私は、この持ち帰った職員の不問に付すということに、これを有罪じゃないとか責任ある、しなさいとかじゃなくて、事実はどうだったのかということを知るべきだと思うんです。

私は、もうぎりぎりまで、この人は、申して、本人から、自分からしなかったということは、何らかの意図があったんじゃないかと、そういうふうに思っております。

これはこれでいいんですけれども、やっぱり第三者委員会が不問に付すということについて異議を申し立てじゃなくて、事実はこちらにあったと、ただ物は返ってきたということで、それだけ、町にとっては利益は還元されたわけですから、それでいいとは思いますが、これは、まだ納得いきませんから、後の機会にまたやっつこうと思います。

次は、管理台帳の発覚の公表。

これも、6月13日のやりとりの中で、どうしても腑に落ちないものですから、質問の追加の中に、私、急遽上げたんです。私が12月の大掃除のときに台帳が発覚したというのを聞いたのは、5月20日の日に実は聞いたんです。日向の方からメールが入ってです。けども、もう5カ月間公表してないということは、何か公表してはいけない理由があるんだろうということで、こういうおしゃべりな私でも、誰にも一言も言ってません。議員の方にも、台帳が出たげなことは言いませんでした。何かあるというふうに感じたからなんです。

ところが、あなた方は、その議事を、この前やり通したように、議事を、もう言う必要はねえと、議事はどうでもいいつちやがというかわりに、5月20日に、もうその日向の方に台帳が見つかったことを言っておられますねと言ったら、そんなことは言ってませんって言われました。向こうの方が知っておられましたと、東京の方も知っておられましたと、確認したけれども、東京の方は知られませんでした。ただ、弁護士から写真がいきなり送られてきたと、よろいの写真が、何も言わずに。それを参考のために日向の方に写真を送ったら、5月20日の日にその写真を持って面談されておりますよね。その写真を提示した途端に、教育長、みんなが顔を見合わせてびっくりしたような顔をされた。メモをとっていた白岩補佐も、やめて、突然、実は台帳が見つかりましたということは、教育課のほうから聞かれた。あなた方は、絶対言ってませんって言う。事実関係はどうなんですか。

○議長（後藤 和実） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） 私どもから、台帳が見つかったということ、先に言うてはおりません。これは、断言できます。

向こうの方が写真を持っておられたので、どうしたんですかということは聞きました。相手の東京の方が写真を送ってきたと。コピーを送ってこられたということなんですけれども、そのコピーの写真につきましては、私どもが相談しておりました弁護士のほうから送られたと思っております。弁護士のほうからは、東京の方が台帳が見つかったそうだなということで、東京の方が、台帳が見つかったということで、その台帳を送ってこないかということをお弁護士のほうに電話をされまして、その弁護士のほうから、私たちの教育課のほうに電話がありまして、台帳を送っていいのかどうかということで、もうその時点で台帳があるということをお相手の方はおわかりになってらっしゃったので、送ってもいいですということで送ってもらいました。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 弁護士から、台帳が見つかったと、そういうことは一切言ってません。この写真が送られたきたのでびっくりしたと。これには台帳ナンバーとかそういうものが書いてあるから、日向の長友さんは不思議に思っ提出されたら、これは、ボイスレコーダーがあるんですよ、教育長。テープレコーダーを撮っておられるんですよ。そこではっきりさせましょうかね。そちらから言ったのではない、あるいは知っちゃったということ。知らないから、これは何ですかということをお尋ねられたんです。まあ、それは、また後でやりましょう。

次に、報告書が出された後の対応について伺います。

まず初めに条例の整備です。問題発覚時から、もう3年ぐらいたつんでしょうけれども、町長も盛んに再発防止というものに力を入れると、再発防止、再発防止と言われておりますけれども、再発防止に欠かせないのは、この条例の整備だと思います。

報道によりますと、文化財の収集、保存、展示公開が未整備であるというふうに言われておりますが、これは、現在はこの条例の整備、相当期間がたっているからできあがっているものだと思いますが、整備されているのかどうかお尋ねいたします。

○議長（後藤 和実） 教育課長。

○教育課長（中井 諒二君） 条例の整備ですが、現在、今、条例ではなくて規則を整備中でありまして。木城町の文化財に係る資料の取り扱いに関する規則ということをお、それを、ほぼ策定しております。

内容につきましては、教育委員会が所有、寄贈または寄託を受けた文化財の取り扱いに関し必要事項を定めまして、今後、例規審議会に諮り施行していきたいと考えております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） いつごろ出されますか、条例の制定については。あるいは、一部

改正についてを出されるんですか。

○議長（後藤 和実） 教育課長。

○教育課長（中井 諒二君） 条例ではありませんで、規則のほうで、今回、整備をいたしております。

いつまでとは言えませんが、もう近々、例規審議会を開いてもらいまして施行していきたいと考えております。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 次に、関係者への調査報告書、それから謝罪文、その対応については、県内の業者には直接謝罪を行います。まず、県外の方には、まず謝罪文を送付することといたしますという対応についての報告書が出ています。

これ、第三者委員会の報告書そのものは、何名の方に送られていますか。謝罪文じゃなくて報告書。

○議長（後藤 和実） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） 相手、東京の方、それから三重と日向の方が3件、あとは謝罪に参りましたところで1件、報告書が欲しいということで、1件お渡ししています。

○議員（6番 堀田 廣幸君） それは誰です。

○教育長（中竹 聖子君） ちょっと名前は言えません。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 佐賀の喜壽郎さんの弟なり、これ、誠一郎さんですか、前田口町長なり担当者が、何遍か現地まで伺う、あるいは職員の求調査を送ったり第三者委員会を立ち上げてくれんかと、最初に申し出された方ですが、この方には、謝罪文なりそういう報告書は送ってありますか。

○議長（後藤 和実） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） 第一遺産相続人の代表ということで、東京の方には送っておりますので、佐賀の方には、申しわけありませんが送っておりません。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） あれだけ心配かけて、さんざんお調べになった方なんです。町長がみずから佐賀に出向いて行って説明をされたりアドバイスを受けて、あるいは佐賀の議長さんが中に入って、木城町との取り持ちもされているんです。私は送るべきだと思うんですけど、まあ、これいいです。

これ、町長にお伺いします。この前の町長の政務調査の政務報告の中で、6月22日に第三者委員会が来庁されて、最終調査報告書か、それとも正式な報告書かを受け取ったと言われました

けれども、これは間違いはないですか。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 第三者報告書は、一部不適切な部分といたしましょうか、間違いもあったということで、正式に6月22日に受け取ったということでございます。

内容等については、記者発表のものと、一部訂正がありますけれども、ほとんど変わらないということでもあります。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） この報告書も、これは教育課長、一つは町長の原本と相違ありませんという報告書、これが本当だろうと思うんです。町長の、これが本当の報告書だと思うんです。私たちが預かったものと、ほぼ一緒ですけれども、若干違う。

それと、もう一つは、東京に送られたのは、この何と恐ろしや、実名が延べ人数で50名以上、しかも、委員会のやりとりまで書いてあるものが出回っていつてるんです。これ、報告書がこんげ何枚もあって、しかも、この前から個人情報法がどうのこうのと言われてますけれども、延べ人数で48名の名前が、実名が、在任期間から何から、しかも、調査委員会の何月何日のやりとりまで載っている。我々がもらっている報告書と2ページぐらい多いんです、こっちのほうが。これは、どういう関係なんですか。

○議長（後藤 和実） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） 東京の方に関しましては、弁護士の方に送付していただくように、日向、それから三重の方と同じものを預けました。その後、町長にお渡しした正式なものを、今後の裁判のことで必要になるだろうということでお渡ししております。弁護士の判断で、東京のほうには送られたと考えております。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 私はまずいと思います、実名入りのやつは、何ぼ考えても。現に、私がこうやって手元にあるんです。ほかにもあるんです。東京の方は、何人もこういうふうにして送っておられると思うんです。今さら名前を隠したって、もうどうにもならんわけですけど、私は、これは絶対弁護士に任せちよる、これは間違いだというふうに、私は断言できます。私たちが持っていないもの以外に、やっぱり出回っているというのはどうかなというふうに思います。時間がないので、次に移ります。

文化財の活用、町職員の教育については、これは、町職員については、この前、全体で職員研修を行いましたということになっておりますけれども、あるいは、社会教育課の専門的職員の研修はどうなっているのか。それから、この文化財の活用について、木城町文化財保存委員会に有

効な活用策の検討を諮問すると、これは、諮問されてますかどうか、2点だけお伺いいたします。

○議長（後藤 和実） 教育課長。

○教育課長（中井 諒二君） まず、社会教育課の研修ですが、現在、年間を通して担当の職員研修、県の研修と、それから教育事務研修センターの研修を、年に受けております。さらに今後、担当職員の研修については、力を入れていきたいと思っております。

それから、全職員、社会教育係、それから学校教育係、全職員が文化財に対して同じ意識を持って大事にしていく、保存していくということで、今後、課内でも研修を開催していきたいと考えております。

以上です。

それから、文化財の活用についてですが、現在検討しているところですが、現存する資料を、常時展示するというスペースが現在ありません。それで、2階の交流スペースがちょっと広いんですが、その活用を考えております。本年度中にできることとしては、小学校を対象に、小学生を対象に昔の人々の暮らしを知るコーナーを特設しまして、中之又の資料もございしますが、それを含めまして見学をしていただくということで考えております。

それから、11月に町の文化祭が開催されますが、この週に資料室の開放を考えております。今後もしっかりした計画を立てまして、来年度、文化財の活用を図って行きたいと考えております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 文化財資料整備係課に文化財専門の嘱託職員の配置を検討いたします。これはどうなっていますか。

○議長（後藤 和実） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） 年度途中では、なかなか嘱託職員ということで応募しても採用が難しいのではないかとということと、来年度、私たちのほうで、できるだけ計画を立てまして、来年度そういう方を採用できればいいかなというふうに思っております。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 責任問題で、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の規定により、職員の責任について厳正な対応を要請いたします。これはどうなっていますか。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 今、責任問題の件であります。町長部局であります。私のほうとしては3つに分けて考えております。

まず私個人、町長としての責任も痛感をしておりまして、これについては、しかるべき責任を

とりたいと思いますが、今のところ、今回の問題に関して、信頼の回復に努めて、誠意を持ってあらゆる方法も検討しながら解決を図っていくということがまず肝要かなと思い、まず、それに取り組んでいきたいと思っております。

それから、報告書で出ておりました責任があるとした当事者6名いらしたわけですが、その人たちの責任問題につきましては、第三者委員会報告を受けた後に6名をお呼びいたしまして、報告の内容の報告と、それから、この責任問題等についてもお話をさせていただいたところであります。

6名の方々からは、それぞれ、大変な迷惑をかけて申しわけないという謝罪がありました。と同時に、賠償損害額が発生した場合には、それなりの実的な申し出があるものと、そういった確信は持っております。

それから、3つ目ではありますが、現職員の3名、いるわけですが、その3名につきましては、報告会の後、至急、分限懲戒委員会のほうに、今回の問題としては公民として信用失墜という大きな問題でありましたので、6月に分限懲戒委員会のほうに諮問をいたしました。その6月中に答申をいただきましたので、3名について処分をしております。2名が懲戒処分、1名がその他処分ということで処分をいたしております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 2名の職員の懲戒処分の内容は、ここでは言えませんか。例えば、口頭厳重注意とか、あるいは給料減額とか、そういうものの内容は言えませんか。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 2名の懲戒処分については、1名が減給処分、それから1名が戒告処分でありました。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） これは、町長も自分にも責任はあると言われました。当事者、その当人の6名だけじゃなくて、問題発覚から以降の三役を含め、あるいは担当課長、本当に気の毒ですけれども、これは、ここまで事件解決の時間が延びているというのは、私は、はっきり言って、執行、あなたたち等の対応で、感情的な対立になってしまっていると。それは、やっぱり対応のまずさが、いろいろ指摘をされておりますけれども、その当時はなかったのか、それが原因で問題がどんどん深みに入っていった、こういう泥沼化した状態になったんだろうと思います。これは、6名だけじゃなくて、私は、それ以降の三役を含めたあなた方にも責任あるんだというふうに、私は思います。

次、賠償問題の現状。これは、いろいろな件については、この前臨時議会でありましたので、もう一方の中之又の件についての相続人との交渉の現状を聞きたいと思います。

評価額、この前、調査委員会の中では、評価額を含めてどの程度の金額で所有者が和解するかは、当事者、弁護士と町が協議の上、誠実に関係者と話し合いを進めていかれることを切に希望すると、報告書にあります。どこまで進んでいるのかお伺いいたします。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 大きくは3つあるわけでありまして、まず、東京の方の鎧の件につきましては、先だって訴えの提起ということになりましたので、賠償問題も含め、ここで申し上げるべきではないと考えておりまして、あくまでも裁判の行方を見守りたいと思っているところであります。

それから、2点目の中之又の方の件につきまして、今、担当課であります教育課のほうで対応してしますので、教育委員会のほうから答弁をいたさせます。

以上です。

○議長（後藤 和実） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） 中之又の方に関しましては、相続人の方が、一応、私たちの調査で12名ということになっております。そのお一人お一人と和解をする方向で進めていきたいのですが、そのためには、弁護士を介してする方法が一番ベストであると判断しております。弁護士を介して、全相続人と交渉し和解する方向で進めてまいりたいと思っております。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 話が、これ、相当長引くと思うんです。聞いたところによると、これも弁護士に委任するとかいうことを、相手の方に言われましたか。弁護士を通じてしか交渉しませんとか鎧の件と一緒にです。もう自分たちじゃ手に負えないと、弁護士を通じると、弁護士費用については公費負担だから、それがましかと、そういうような考えになられましたか。弁護士を通じて何もかんもやるというふうに。

○議長（後藤 和実） 教育課長。

○教育課長（中井 諒二君） 中之又の方につきましては、先日、質問がありましたので、その回答ということで、その文書の中に、今後、弁護士を介して話し合いをさせていただきますという文言を入れております。弁護士を介して話し合いをさせていただきますと。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 最後です。今、言われました今後の弁護士費用、それから今までの、いろんな公費の支出がしてあります。この前の臨時議会でも、町長に私はお伺いしました。

裁判費用についてのあれは考え方ですけれども、損害賠償を請求するつもりはないと、公費で、いわゆる町民の税金で負担いたしますということでありましたが、今後起こってくる今のような弁護士費用、あるいは今までの弁護士費用、あるいは今度は損害賠償が起こってくる可能性もある、そういうものについて、町民が負担しなければならないという瑕疵はどこにもないというふうに私は思っております。

これは、調査委員会の中でも、木城町そのものにも大きな瑕疵があるということが報告をされております。木城町の町民の名誉、木城町の利益を損ねた、町に損害を与えたと、こういうものについては、全てが終わった段階で、いわゆる責任がある方々に、賠償責任がされるのかどうか、賠償請求をされるのかどうか、もう一度伺っておきたいと思っております。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） この問題等につきましては、一個人対相手方の問題じゃなくて、相手方と木城町の問題なんです。そういった観点からは、今、例えば木城町として、また町長として、また教育委員長として判断をせざるを得ない事案でありますので、そこらあたりは、法的にも、あるいは解決をするためには、何が一番いい方法なのかというのを含めて、今、町村会の顧問弁護士と相談、あるいは指導・助言を仰ぎながら、今、進めているところでありますのでご理解いただきたいと思っております。

ただ、今、お尋ねの問題、2つあるかと思うんですが、まず1つは、損賠賠償額が生じた場合どうするのかということについては、今、町村会の弁護士の先生方の指導・助言の中では、個人にはできないだろうというのが一点あります。

それから弁護士費用、手続費用等については、そういった手続費用については、当然、公費支出はオーケーだということをお聞きをしています。ただ、さっき申し上げたように損害賠償額については、いわゆる関係者、私も含めてですが、報告書で出された方々含めて、損害賠償額相当額は、その部分については拠出をしていただけるものと確信をいたしております。

今の状況は以上です。ただ今後、裁判の行方、それから今後等について、まだ、不確かな部分があるというのはご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） その結末ですよ、町長。公費からの支出になる、あるいは賠償責任する、どちらかになるかは別として、特に公費を支出することになった場合には、これらのことについての町民への、やっぱり説明はしなくてはならないと思っております。それは、どの段階でどういう方法で、町民への説明をされるのか。

それから、もう一つは、先ほどの質問にさかのぼりますが、第三者委員会の報告書、これも町

民には何らかの形で公表すべきだというふうに思っておりますが、その2点、どういうふうに、
どういう時期のときに、どういう方法で公表されるかを伺っておきます。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） まず、いつされるのかというお尋ねであります。一方では大きく、今、
訴えの提起を先ほど申し上げたようにしております。どうなるかわからない部分があります。

それから、大きく、中之又の方については、これから和解に向けて交渉を進めていくというこ
とでありますので、これまた、ちょっと不確かな部分がありますので、どちらか一方がはっきり
した時点、もしくは2つと一緒に和解をしたと、ある程度、型がついたときかは、それは、今、
いつの時点でというのはわかりませんが、どちらか1つが片づいたときか、2つ一緒に片づいた
とき、どちらかで報告をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、第三者委員会の報告についてはいろいろありますが、これについても、今、訴えの
提起を起こしている最中でありますので、このあたり、ちょっと、今、発表をするのがいいの
かどうかを含めて、顧問弁護士と相談をさせていただきたいと思っております。公表することについて
は、隠すつもりは、依然として絶対にはありませんので、そのことだけはご理解いただきたいと思います。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） あと2分ありますから、文化財の廃棄の件数について、最後に伺
っておきます。

今、公表するとしたら、手元にあるもの、展示されているもの、返したものが何点、それから
廃棄したものは、その後の調査で、見つかった台帳は未完成のものだと言われてますよね。その
後、何か月かありましたが調査が進む、あるいは相手方から新しい申し出がある、そういうもの
の調査が進んでいると思っておりますが、今、きょう、公表されるとしたら、残っているものが何点、
廃棄したものが何点というふうに公表されますか。

○議長（後藤 和実） 教育課長。

○教育課長（中井 諒二君） 現在残っている資料関係ですが、471点が、現在、所有をしてお
ります。それから廃棄した点数につきましては281点というふうに、現在では確認しておりま
す。

以上です。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 以上で質問を終わります。

○議長（後藤 和実） 6番、堀田廣幸君の質問が終わりました。

.....
○議長（後藤 和実） ここで10分間休憩いたします。

午前9時57分休憩

午前10時05分再開

○議長（後藤 和実） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番の質問事項については、一問一答式により、5番、黒木泰三君の登壇、質問を許します。黒木君。

○議員（5番 黒木 泰三君） 5番、黒木でございます。よろしくお願ひいたします。あの心配されました台風におきまして、ほとんど被害もなく通過いたしまして、本当に安堵しているわけでございますが、東北地方におきましては、まだ、いまだに回復していない、取り残されている地区もありまして、心からお見舞いを申し上げるわけでございます。

木城におきましても、僻地を抱えておりまして大変心配されるわけでございますが、この間の議会報告会の中でも、この問題は相当出されたようであります。今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

本日の私の質問に対しては、本当に申しわけないわけでございますが、同じようなことが多くて、答弁も大変苦勞されるだろうというふうに思っておりますし、また、同じことを答弁されても構いませんので、ひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

今後の人口減少であります、大変予測はされるわけでございますが、最小限に人口減少を抑えることができるのはどういうことかということで、その一部分でも議論ができればいいかなということで質問させていただきます。

先日、7月14日の宮日の報道によりますと、27年度、昨年度でありますけれども、全国では過去最大の人口減少幅となっております。約27万人減少したということですが、宮崎県の人口が4年ちょっとぐらいでなくなるというぐらいの、減る人口の減少状態ということになっておるわけです。その中で、本町など、全国で11市町村が3年連続して人口増となっております、木城町もこの中に含まれているということで、大変すばらしいことだと思っております。今までのいろんな政策や努力が報われて、この結果だろうというふうに考えるわけでありませぬ。

しかしながら、これを持続させることは至難の業でありまして難しいわけでございますが、今まで以上の対策や努力が必要だろうというふうに思っておるわけでございます。常に、町や町民、そしてまた議会もそうでありますけれども、一体となって町のまちづくりを進めていかなければならないというふうに思っているところであります。

町長は、常日ごろから、住みよいまちづくり、住みたくなるようなまちづくりと、よく言っておられます。本町のまち・ひと・しごと創生総合戦略が、この間示されたわけでございますが、

ここで改めて、町長の決意をお願いしたいというふうに思っております。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 地方創生に関する決意であります、私、このまち・ひと・しごと創生会議、その計画を策定する場で委員の方をお願いをいたしました。人口減少対策、そして地域活性化に向けた取り組みが地方創生であります、何も目新しいものをつくるのではなくて、いま一度、自分たちの町を見つめ直し、地域にある資源に磨きをかけ、木城ならではの魅力を輝かせていくものと考えています。そうすることが、人口減少対策や地域活性化につながるものと考えますと申し上げたところでありますが、まさに、これを一つ一つ具現化していく計画をしていくことが、地域創生につながるものだろうと思っております。

一方では、やはり人口という大きな物差しの基準、ビジョンを示さないかんということですので、いろんな推計値がありますけれども、ただ木城町独自としましては、2060年に3,506人を目指すという形でいきたいと思っております。

それから、今まで磨きをかけるという部分では、いろんな子育て世代、特に若い人を呼び込む施策をしておりました。これについては、さらに磨きをかけていきますが、ただそれだけでは、やはり住んでもらえない、定着をしてもらえないというのがあります。というのは、やはり、みんながある面では経済的なゆとりを持って生活をしていただくというのが一つありますので、そういう面では働く場の確保、それから農林業においては、しっかりともうかる農林業じゃないといけないというふうに思っていますので、そういった部分で、いろんな資源を磨きをかけていくという思いで、この地方創生に取り組んでまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（後藤 和実） 黒木君。

○議員（5番 黒木 泰三君） 私も、人口減少は、これは社会環境の変化でありますので、これがすぐ産業振興によって大きく変わるというようなことはないわけでありましてけれども、町として最大の努力はしていくべきだろうということで、今、町長の言われましたように、課題に向かって邁進していただきますようお願いをいたしたいと思っております。

そこで、今度の総合戦略は3つの基本目標から計画をされております。その第1の基本目標、産業でありますけれども、これについて、産業の創出ということになっておりますが、これについて本日は少しばかり質問させていただきたいというふうに思っております。

最も大切なことではあります、どのような戦略でこの第一の目標を達成していくのか、基本方針を伺います。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） まず、基本目標を3つ掲げているわけですが、そのうちの1つが、産業

人の創出であります。

これには3つありまして、1つ目には商工業と、それから農業の振興であります。創業支援、それから新規参入分野支援体制の整備、新規就農者の総合的な支援等を行っていきます。それから2つ目は、各産業との連携強化と雇用の創出でありまして、農商工連携の推進でありますとか6次産業化の支援、特産品開発の支援等を行っていきます。それから3つ目は、中山間地域対策であります。耕作放棄地の再生、それから有害鳥獣被害対策等も行っています。こういった、この3つでもって産業、人の創出をしていきます。

具体的な計画につきましては、農業関係につきましては産業振興課長、それから商工業関係につきましてはまちづくり推進課長から答弁をさせていただきたいと思っております。

○議長（後藤 和実） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉岡 信明君） 人口減少に歯どめをかけるための施策として、それから定住なんですけれども、まず働く場の確保というのが重要だと考えています。

今回策定しました総合戦略では、平成31年度を目標年度として、新規創業者を15件、それから事業者従業員数を2,550名、「いきいき集落」認定集落を4集落を目標として、今やっております。

既存の誘致企業につきましては、木城町誘致立地奨励金の活用を進めるとともに、企業の意欲のある方には新規商工業企業準備助成金事業、それから、今現在行ってますけれども中小企業特別融資制度、それから小口零細融資制度などの利用により支援をしてまいりたいと思っております。

先ほど申しました目標値、平成31年新規創業者15件でありますけれども、現在の実績として2件でございます。それから、事業所の従業員数ですけれども、目標が2,550名でありますけれども、本年度経済センサス調査を行っている関係で、今、その調査人数を出しているところです。それから、「いきいき集落」につきましては、目標が4集落ということでございますけれども、現在3集落を認定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（後藤 和実） 産業振興課長。

○産業振興課長（押川 道彦君） ただいまご質問のありました基本目標のうちの産業、人の創出についてでございます。

将来的な人口減少の問題を解決するため、農業関係の対策といたしましては新規就農者の確保をするため、県の農業大学校の実践塾の卒業生あるいは県外からのU I J ターン者の受け入れによる新規就農者の確保とあわせまして、他産業との連携による雇用の創出を図ることをしております。

具体的な政策でございますが、1点目が新規就農者総合支援ということで新規就農者の研修支援、それから施設整備、機械導入等による一部の助成を行うこととしております。2点目でございますが、農業担い手確保育成支援対策でございます。農地中間管理事業を活用した担い手の農地の集積による経営の拡大、あわせて収益性の高い施設の整備拡大や畜産農家の経営規模拡大を図るための優良繁殖雌牛及び肥育素牛等の導入に対する支援、3点目でございますが、集落営農支援といたしまして、地域担い手集落組織の育成を図ることとしてしております。

目標でございますが、新規就農者につきましては、平成27年から31年までの5年間で10名としております。実績といたしましては、現在2年目でございますが、就農者あるいは就農予定者を含めまして3名となっております。施設野菜関係が2名、畜産が1名でございます。認定農業者につきましては、26年度現在が82経営体でございましたが、31年度の目標では87経営体としております。現在の実績でございますが、離農者によりまして2経営体が減っております。今後、31年度に向けまして、新たな経営体の掘り起こしをしていきたいと思っております。

それから、集落営農組織でございますが、目標につきましては31年度時点で1組織としております。現時点ではおりませんが、今後、地域の中でそういった組織ができるように研修なり、いろいろ説明をしていきたいと思っております。

それから、各産業との連携強化による雇用の創出でございますが、1点目が特色ある農林水産業の産地化支援ということで、大学や関係団体との連携によります加工グループ等での新商品の開発を行うこととしております。

2点目ですが、商工の連携の支援ということで、誘致企業やJAと連携を図りながら、新たな加工野菜の施設産地化を図ることとしております。

3点目ですが、6次産業化、新たな流通対策の支援ということで、国県の6次産業化の支援対策を有効に活用しながら目標を達成することとしております。現在、6次産業化の対象となっている企業につきましては、町内で1社ございます。これにつきましては、国の法認証を受け、トマト・大根・カンショ等の農産物を生産し、電気乾燥によります戻し大根あるいは干し芋等の製造を行っている業者がでございます。

産業化といたしましては、企業も大事ですが農業者の方の6次化の推進もあわせて語りたいたいと思っております。現在、認定農業者の方や新規就農者の方を対象といたしまして、大都市圏で開催されます商品の商談会等への研修や、あるいはほかの各種研修会等への支援を行っております。また、こういった中から認定農業者、新規就農者の方たちの中で6次化を目指すような意欲のある農業者を発掘していきたいと思っております。

4点目ですが、各産業の連携による特産品の開発、マッチングということで、先ほどもちよっ

と説明をいたしました。大学関係や各種企業との連携を図ることで新たな商品の開発をするということにしております。

目標設定でございますが、町内の農産物を使った新商品の開発関係でございます。基準年度が26年で、その時点では1商品ございました。目標では31年で2商品を目指しております。現在、今のところまだございません。新たな業務用野菜、花卉等の産地化ということで、31年度目標で2品目としております。現在1品目、切り花が1品目導入されて、今、栽培をされているところです。将来、これが木城町の新たな品目になるように、推進をしていきたいと思っております。

それから、6次産業化の総合事業計画でございますが、31年度の目標で2件としております。現時点ではありませんので、新たな企業等を発掘及び認定農業者からの新規者を確保していきたいと思っております。

それから、特産品開発の支援関係でございますが、31年度目標で5品目となっております。現時点ではありませんので、掘り起こしを進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（後藤 和実） 黒木君。

○議員（5番 黒木 泰三君） 産業といいましても農商工ありまして、大変、幅も広いわけですが、今、答弁されましたように、それぞれの課によって懸命の努力をされて計画どおりに事が進むようお願いをしたいと思っております。

それで、一方では産業振興をなくして人口維持はあり得ないと思っておりますが、本町の人口は、何の施策も、これ最初、町長が答弁されましたけれども、何の施策も考えない場合、2060年には約半減、2,800人まで減少するとされております。また、それ以下とも言われておるわけです。その施策というのが、木城町まち・ひと・しごと創生総合戦略であるわけでありまして。問題は、これをどう具体化して実行に移していくのかだろうと思っておりますが、その辺は重複するかもしれませんが、何か具体案があればお聞かせ願いたいというふうに思っております。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 今、黒木議員、ご指摘のように、本町の人口であります。何もしなければそういった数字になりますし、また、宮崎県の独自推計、それから国立社会保障人口問題研究所の試算においても約半減する。おっしゃるように2,800人まで行くということですが、私たちは、あえて、その2,800人にならないような施策、そしてそのために、木城町独自出3,506名という数字を目標値を掲げました。その目標値について、これから努力をしていくということでございます。

そのためには、先ほどから申し上げておりますように、木城町まち・ひと・しごと総合戦略に

基づいて、それをしっかりと目標値を定めて、一つ一つ計画を実行していけば、必ずや3,506名が達成できるという意気込みのもとにやっていきたいと思ひます。

具体的には、いろいろな目標値を持っておりますけれども、要は木城町の人の流れの創出ということでありまして、そのためには、例えば、観光入り込み客でしたら32万9,000人から5年後には35万人、それから、定住促進事業によりますと、転入者数は56名から70人というふうに、それぞれの分野で具体的な数字を持って計画をしておりますので、それでしていきたいと思ひます。

とにもかくにも人口というのは、やはり地域活力の源泉だと思ひますし、木城町の持続的な発展のために、やはり、木城に住んでみたい、住みたい、住み続けたいという人を1人でも多くいただくというのが肝要かなと思ひていますんで頑張っていきたいと思ひます。

具体的な計画等の詳細につきましては、まちづくり推進課長のほうから答弁をいたさせたいと思ひます。

○議長（後藤 和実） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉岡 信明君） 人口でございますけれども、皆さんご存じのとおりですが、平成22年度の国勢調査、5,177名でございました。それが、平成27年度の国勢調査では5,231名ということで、増加をしております。

ちなみに、平成26年度から28年度まで、3年連続の増加ということになっておりまして、全国的にも珍しいということになります。ちなみに、全国で過疎地域の指定を受けた市町村が800ございますけれども、そのうち人口がふえている市町村は7市町村ということで、大変珍しいことだと思ひます。その要因としましては、平成4年から若者就労奨励金等の事業を展開をしております、その効果が出ているものだと思ひます。ちなみに全国の市町村の中で、このまま人口が減り続けた場合に消滅すると言われてるのが896市町村ございまして、大変な問題となっております。

木城町も人口減少の問題につきましては直面をしているところでありますので、これからも元気で豊かな木城町を創生するため、現在、取り組んでおります定住促進事業の拡充等を図り、定住促進のほうに努めてまいります。

人口が大きく増の要因となっておりますのが、平成22年度から行っております住宅取得奨励金の効果が大変大きなものではないかというふうに思っています。今後とも、2060年の3,500人以上を目指して定住施策のほうに取り組んでいきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（後藤 和実） 黒木君。

○議員（5番 黒木 泰三君） 今、答弁がありましたように、定住促進事業も木城の目玉であり

まして、非常に人口維持に貢献されているということで、さらに、きょうは質問、自分を出しておりませんが、頑張っていたきたいというふうに思っておるところであります。

そこで、今後10年間、木城町の展望を計画されたのが、平成26年3月に示された第5次木城町総合計画であります。このときに、一般町民と中学生にアンケート調査をされております。定住意向について意向調査をされておりますが、このうちの74から80%は木城に愛着がありますということで、木城に住みたいということでもあります。これ、そういう高い回答をされておまして、非常にいいことでもありますけれども、これも、「住めば都」ということもあるのかなということもあるかもしれません。

しかしながら、生活環境、産業福祉、教育、行財政サービスなど30項目について、また調べられております。そのうちの25項目については、まあ、満足していますと、十分満足しています、また満足していますということで、プラス評価をされておるわけでございます。ところが、あとの5項目がマイナス評価となっております。そのマイナス評価が、産業関係ばかりであります。そのうちの3つが産業関係であります。その中でも就業の場や機会がという声でありますけれども、結局は、働くところが欲しいとかいうことだろうというふうに思っておりますが、それが一番高い優先度と、これをしてくださいということでありましようと思うわけでございますけれども、優先度ということになっておるわけです。

つまり、産業の振興も就業の場を確保しなければということが数字としてあらわれていると言えるわけでございます。この点について、やはり同じような質問になるわけでございますが、どのように考えておられるかお尋ねをいたします。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 今、第5次総合計画時のアンケートのことを踏まえて、特に、就業機会の場のマイナスの部分についてのお尋ねでありました。そのときのアンケートにつきましては、初めて一般町民だけじゃなくて中学生まで広げて、広く今後の木城町のまちづくりに対する皆さんの意識、それから行動パターン、それから潜在的なニーズをつかむためにアンケート調査がなされたと理解をしております。

おっしゃるように、黒木委員がおっしゃるように、就業の場、機会とか、そういった部分がマイナスでありました。先ほど申し上げましたように、当然のことながら、やはり人口減少に歯どめをかける、あるいは定住を促進するためには、やはり働く場の確保、それから、それぞれの人たちが、それぞれ農林業の分野、繰り返しになりますが、その人たちが、やっぱり経済的なある程度のゆとりがないと、やはりなかなか難しいのかなと思っておりますので、そういった部分に光を当てて、しっかりと施策を進めていきたいと思っております。

先ほどから言いましたように、それぞれの分野で、それぞれに個別的な目標値を掲げています

ので、それに向かって頑張っていきたいと思います。なお、5年というスパンでありますので、2年、もしくは3年目のときに中間検証をさせていただいて、また、皆さん方のほうにも、その分で公表させていただきたいなと思っております。

具体的なことにつきましては、それぞれの担当課長のほうから答弁をいたさせたいと思います。

○議長（後藤 和実） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉岡 信明君） 第5次木城町総合計画策定に当たりまして、町民、または中学生の方に生活環境、安全、産業、観光などの満足度アンケート、30項目についてご意見を伺ったところであります。

アンケート結果を見ますと、先ほど出ましたけれども、満足度としては自然環境の豊かさ、それから下水道の整備が終わっているということです。それから、児童福祉対策が満足度が高くなっております。逆に、先ほどから出てます就業の場や機会が不満である、それから公共交通機関の不便さ、それから買い物の不便さなどが低い結果となっております。あわせて、重要度についてのアンケートもっておりますけれども、何が重要かということのアンケートでは、災害対策、それから医療体制の充実が重要と思っている町民の方が高くなっております。

このアンケート結果につきましては、総合計画の策定に反映されたものと考えておきまして、大変、貴重なご意見をいただいておりますので、今後のまちづくり、町政に活かしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 黒木君。

○議員（5番 黒木 泰三君） 今、答弁がありましたように、このアンケート結果は、やっぱり無駄にしてはならないと思っております。第5次総合計画は2023年までですが、今後、期待どおり計画が前進していきますように、また、町民の意見を大切にいただけてますようお願いをするものでございます。

そこで、本町には誘致企業とされている会社は何社あるのか、また会社名がわかればお聞きしたいというふうに思っております。

○議長（後藤 和実） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉岡 信明君） 現在、木城町の誘致企業でございますが6社ございまして、会社名で行きますと、宮崎ダイシンキヤノン、大新産業、宮崎農産、ドライ・アップ・ジャパン、KKYファーム、尾鈴山蒸留所の6社でございます。

○議長（後藤 和実） 黒木君。

○議員（5番 黒木 泰三君） 大手会社もありますので、相当な従業員数になるとは思っておりますけれども、この全体の社員数と、その中で木城出身者はどのくらいいるのか、割合でいいで

すけれども何%ぐらいおられるのかということをお聞きをいたします。

○議長（後藤 和実） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉岡 信明君） 現在の企業誘致の従業員数でございますけれども、6社の総従業員数が1,124名となっております。そのうち、町内の方が109名となっている状況でございます。

以上です。

○議長（後藤 和実） 黒木君。

○議員（5番 黒木 泰三君） 今、聞いた感じでは、もう100名切るんだろうというふうに思っておったわけでございますが、100名は超えておるといふことであります。

人口等、雇用者数からすると、十分満たされているかなというふうに思っておりますけれども、残念ながら雇用の創出が完全に生かされていないのが現実ではないかというふうに思っておるわけです。

通勤は近くてよいように思うわけですが、諸条件や製造業が多いために敬遠される点もあるのではないかというふうに思っております。本町、町民のための企業であり、また誘致企業として最も大切なところでありますので、雇用問題を初めとする支援体制の強化、経営体質の改善など、企業側との連携はとれているのかをお伺いいたします。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 今、まちづくり推進課長が申しあげましたように6社、誘致企業であります。残念ながら、約1割の方しか町内からは従業員が出ていないというのは、ある面では寂しい思いがしております。企業によっては、まだ全体では160名ほど、まだ不足していますというような状況であります。一部は新聞報道等によると、やっぱり宮崎県の気質というのが、県外の大手製造業に流れている、大手企業に流れているというような報告もありました。

ただ、うちの場合は、事業規模、それから業種経営規模というのはそれぞれ違いますが、6社それぞれユニークといいましょうか、そういった誘致企業だなというふうに思っております。

ただ、今現在、この企業誘致関係は、既存の企業もそうですが、自治体間競争、それから地域間競争が激しくなっておりますので、企業ニーズの把握、それから、今ある企業6社が町外あるいは県外に逃げないように、流出、移転しないような手だて、方策も必要かなとも思っておりますので、木城町誘致企業意見交換会を定期的開催をして、企業経営者との意見交換あるいは情報交換に努めて、企業ニーズに合った支援等も行っていきたいと考えております。

○議長（後藤 和実） 黒木君。

○議員（5番 黒木 泰三君） ただいま言われましたように、既存企業との連携については、雇用問題が一番でありますけれども、今後とも、さらに多くの方を雇用していただくように、ご努

力をお願いしたいというふうに思っております。

最後になりましたけれども、誘致企業推進についてということで伺いますが、過去にも撤退した例も多く、企業側から相談があるということは、もうほとんどないと思います。また、現在では津波とか高速道の関係で、敷地が限られてきておるとも言われております。

また一方では、IT産業を中心に、積極的にこの問題に取り組んでいるところもあるわけで、ご承知のとおりだろうというふうに思っております。また逆に、高速道が山中を走って、そういう誘致企業が進出した実例もあるようであります。現実としては、大変厳しいわけですが、町としては、この問題についてはどう考えておられるのかお聞きしたいと思っております。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 企業誘致については、現在6社であります。5年後までには8社にしたい。2社ふやしたいという構想を持っていて、それに向けて努力をしていきたいと思っております。

また、県のほうでも、この西都児湯地区で西都児湯地区企業立地促進協議会を、昨年設立をして、それぞれ西都児湯一体となって誘致企業に取り組んでいくということが示されていますので、それに基づいて2社ふやす方向で努力をしていきたいと思っております。

また、黒木議員を初め皆さん方議員さん、それぞれいろんなアンテナをお持ちでありますので、また情報交換、提供もお願いできたらありがたいなと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（後藤 和実） 黒木君。

○議員（5番 黒木 泰三君） 大変難しいことではありますけれども、期待をしているところがございます。

国とすれば、6次産業とか地方創生、また最近では、一億総活躍社会とあって、地方自治体の活性化を図ろうとしておるわけでございます。

また、本町も第5次総合計画や総合戦略の中でも、産業振興ということで企業誘致を取り上げておるわけでございます。総合戦略を初め資料作成には、本当に苦労をされたというふうには思っておりますけれども、それが、ソフト事業だけで終わっては町の発展性はないというふうには思っておるわけです。

そういうことで、結論的には2番で答弁されましたようなことが本当に実行されていくことが大事だろうというふうに思っております。

これで私の質問を終わりますが、町長の最後にもう一言、今後の振興方法についてお願いをいたします。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 誘致企業のところで、もう一点補足をさせていただきたいなと思うんで

すが、誘致企業については、これまでみたいに大きな場所を抱えて大きな建物をつくって、はい、来てくださいというのは、もう土地もありませんし、またそういった工業地帯といいたしめょうか、誘致企業するための工業地帯もありません。

ただ、今、インターネットの時代でありますので、例えばインターネットではパソコンがあればいいわけですので、そういった木城町は、インターネットの環境は県内でもいち早く、環境整備に取り組んだところでありますので、例えば、ご婦人方、女性が内職といったら言葉は悪いんですが、そういったことでパソコンを使つての、何か企業ができたらいいなとも思いますし、また、農業分野では6次産業化がこれから出てくるだろうと思ひますが、そういった部分でITと、それから農業関係での6次産業化が1つのキーワードで誘致企業を進めていかななくてはいけないなという認識を持っております。

先ほどから言っていますように、いずれにしましてもこの地方創生は、何だかんだ言いながらも、やはり地域の見直し、地域の活性化でありますので、当然、私たち役場職員が変わる、役場職員が変われば地域が変わります。町が変わってきます。町が変わってくるということは活気が出てくるだろうと思ひますので、そういった面では、職員一丸となつて、前に取り組んでいきたいと思ひます。

それから、先ほど申し上げましたように、議員の皆さん方、いろんなアンテナ、それからいろんなお考えをお持ちでありますので、大所高所の見地から、いろいろご指導いただければありがたいなと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（後藤 和実） 5番、黒木君。

○議員（5番 黒木 泰三君） ありがとうございます。人口問題や木城町の将来の問題については、議会においても一緒になつて考えていきたいというふうに考えておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（後藤 和実） 5番、黒木泰三君の質問が終わりました。これで、一般質問を終わります。

日程第2. 散会

○議長（後藤 和実） 日程第2、散会。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。あす6日から8日までは委員会審査となっております。

本日はこれで散会といたします。

議会傍聴にご来場いただきました皆様に、一言お礼を申し上げます。本日は早朝よりたくさんの方々に熱心に傍聴していただきましたことを、心より感謝申し上げます。

これからも議員一同、皆様のご期待に応えられるよう議会活動を進めてまいりますので、ご理解とご支援をお願いします。本日はまことにありがとうございました。

議員の方は控室にお願いいたします。

○事務局長（**渕上 達也君**） 皆様ご起立ください。一同、礼。ご苦労さまでした。

午前10時48分散会
